

川崎市役所新本庁舎 基本設計報告書

平成 29 (2017) 年 11 月 川崎市

index

I . 建築計画		II . 構造計画		III . 電気設備計画		IV . 機械設備計画		
1.	設計基本方針	p.02	1.	構造計画方針	p.22	1.	熱源設備	p.35
2.	計画概要	p.03	2.	地盤概要	p.23	2.	空調設備	p.36
3.	計画地周辺の地域特性・景観形成	p.04	3.	設計用地震動	p.24	3.	熱の融通・地中熱利用設備	p.38
4.	動線計画・階層構成	p.05	4.	構造計画概要	p.25	4.	換気設備	p.39
5.	平面計画	p.06	5.	モニタリングシステム	p.26	5.	排煙設備・自動制御設備	p.40
6.	断面計画	p.14				6.	給水設備	p.41
7.	立面計画・外観デザイン	p.15				7.	排水設備	p.42
8.	アトリウム・回廊デッキデザイン	p.16				8.	都市ガス設備・消火設備等	p.43
9.	ランドスケープデザイン	p.17						
10.	復元棟計画	p.18				V . スケジュール		
11.	防災計画・BCP 対策	p.19				1.	スケジュール	p.44
12.	環境計画	p.20						
13.	セキュリティ計画・エレベーター計画	p.21						

■新本庁舎の基本目標

川崎市新本庁舎は、「川崎市本庁舎等建替基本計画」にて定められた以下の5つの基本目標を踏まえ計画します。

基本目標①－防災・危機管理

- 市民の安全で安心な暮らしを確保するため、
発災時には災害対策活動の中核拠点として十分に機能する庁舎とします。
- 災害対策活動の中核拠点として十分に機能するよう、高い耐震性能と業務継続性を確保します。
 - 発災時の迅速な初動体制の確立に資するとともに、国や他自治体からの支援を受ける拠点として十分に機能する庁舎とします。
 - 発災時に様々な目的に転用できるスペースや備蓄機能を確保します。

基本目標②－施設機能・経済性

- すべての利用者に配慮し、効率的な執務が可能で、経済性が高く、
将来の変化に柔軟に対応できる持続可能な庁舎とします。
- 全市的な計画や施策の企画・立案などを担う本庁の機能と、議事機関である議会の機能の円滑な執行に資する庁舎とします。
 - 誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するとともに、分散した事務室を集約し、狭あい解消などにより効率的な執務環境を確保することで、市民サービスの向上に資する庁舎とします。
 - 市民に開かれた空間と、個人情報等を扱う執務空間の動線の分離などにより、セキュリティを確保します。
 - 経済性や建物の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減などに配慮します。

基本目標③－環境配慮

- 地球温暖化対策の積極的な推進による、
環境にやさしい庁舎とします。
- 最新の環境配慮技術の導入や再生可能エネルギーの積極的な利用により、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減をめざします。
 - 市民や企業の環境配慮実施のモデルとなることをめざします。
 - CASBEE 川崎の評価で最高ランクをめざします。

基本目標④－文化・おもてなし

- 川崎市の文化などの情報を発信するとともに、
国内外からのお客様をもてなし、市民からも親しまれる庁舎とします。
- 川崎市の魅力を伝えるための「おもてなし空間」を設け、川崎市の文化や歩み、最先端の取組などの情報を発信します。
 - 長い年月にわたり、市民に親しまれてきた旧本庁舎の記憶や景観の継承に努めます。
 - 周辺の街並みとの調和を図りながら、魅力ある空間づくりを行います。

基本目標⑤－まちづくり

- 今後のまちづくりや他の施策と相互に連携し、
防災や人の流れに配慮した、まちづくりに資する庁舎とします。
- 川崎駅周辺のまちづくりや他の施策と連携し、まちづくりの考え方に沿った機能や空間の充実を図ります。
 - 富士見地区を含めた回遊性の強化とにぎわいの創出に資する空間とします。



市役所通りからの外観

■ 計画敷地概要

・計画地	川崎市川崎区宮本町1番地 ほか
・敷地面積	約 6,002 m ² (新本庁舎敷地) 約 1,309 m ² (第2庁舎跡地広場)
・法定建ぺい率	80% (商業・防火地域内の耐火建築物: 20%緩和 ⇒ 100%)
・法定容積率	800% ※「総合設計制度適用による建築物の容積率等の特例」を予定
・周辺道路現況幅員	南側: 主要地方道9号川崎府中線 (市役所通り) ※県道 約 40.0m 西側: 砂子4号線 ※市道 (道路拡幅予定) 約 6.0m、約 11.8m 北側: 宮本町4号線 ※市道 約 8.0m 東側: 宮本町1号線 ※市道 (道路拡幅予定) 約 8.5 ~ 9.0m

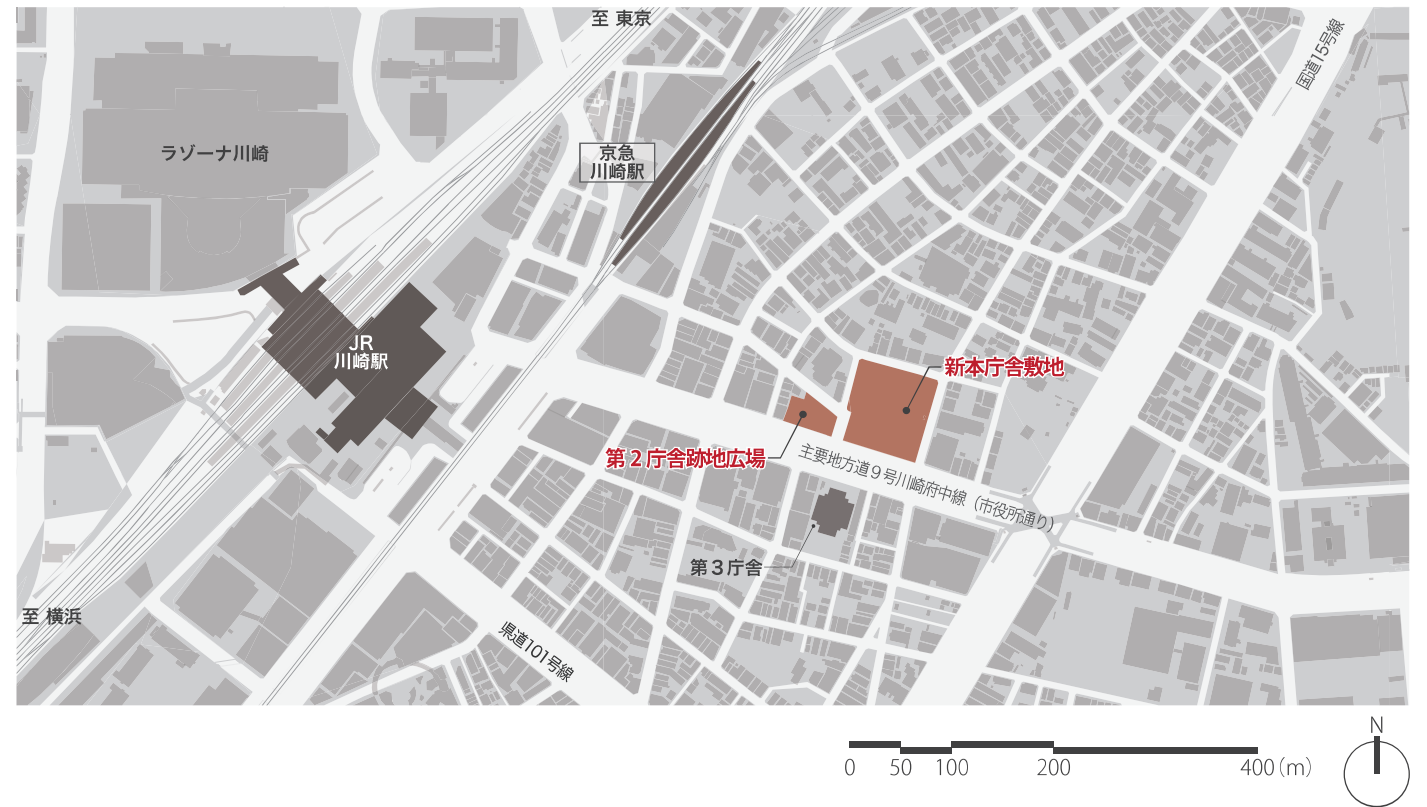
■ 法的規制

○ 都市計画法	市街化区域・商業地域
・ 区域区分・用途地域	防火地域
・ 防火指定	中央駐車場整備地区
・ 駐車場整備地区	なし
・ 地区計画	復興土地区画整理事業 / 第一工区 (完了)
・ 土地区画整理事業区域	都市高速鉄道 (都市計画決定)
・ 都市施設	既成市街地
○ 首都圏整備法	景観計画区域 川崎市全域 (水のゾーン)
○ 景観法	円錐表面範囲内 (第56条第3項) TP+約 120m
○ 航空法	伝搬障害防止区域外 (第102条の3)
○ 電波法	

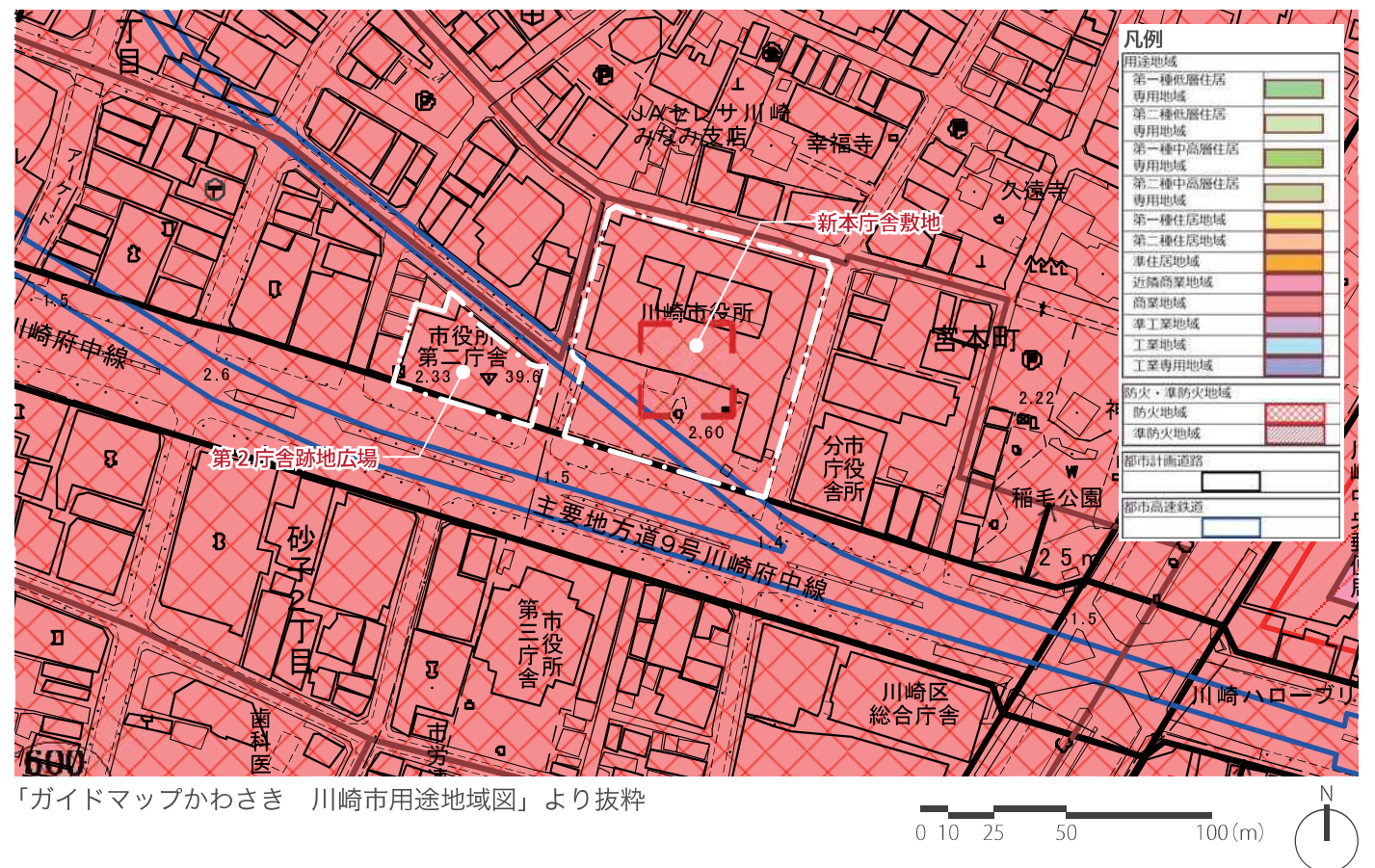
■ 新築建物概要

・主要用途	庁舎
・構造種別	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造 ※免震構造
・基礎形式	杭基礎
・建築面積	約 4,355 m ²
・建ぺい率	約 72.6 %
・延床面積	約 63,200 m ²
・容積対象床面積	約 54,400 m ²
・容積率	約 906.3% ※「総合設計制度適用による建築物の容積率等の特例」を予定
・階数	地下2階 地上25階 + 免震層
・高さ	約 116 m
・駐車場, 駐輪場	駐車 約 160台 / 駐輪 約 80台

■ 案内図



■ 用途地域図



「ガイドマップかわさき 川崎市用途地域図」より抜粋

■計画地周辺の地域特性

川崎駅周辺のまちづくりや他の施策との連携

○「川崎駅周辺総合整備計画」において、市役所本庁舎の敷地周辺は「シビックセンター核」と位置づけられており、同計画におけるまちづくりの考え方に沿って、機能や空間の充実を図っていきます。

回遊性の強化とにぎわいの創出

○市役所通りは、川崎駅と「緑の拠点」である富士見公園地区を結ぶ「緑の軸」として位置づけられており、第2庁舎跡地はその中間点になることから、「うるおいの核」となる広場を整備します。
 ○京急通りは、京急川崎駅から本庁舎までの間に、小規模な小売店舗や飲食店が集積する街並みが形成されているため、「にぎわいの軸」として位置づけ、その終点である市役所通りとの結節点に、情報発信や交流の場となる「にぎわいの核」を創出することで、旧東海道や駅周辺の商店街への回遊性を強化し、にぎわいの波及効果を生み出します。

■景観形成の考え方

川崎市景観計画との整合

○計画地は、川崎市景観計画における景観ゾーン「水のゾーン」として定められています。計画にあたっては、本景観計画に則り、良好な景観の形成を図ります。

「まちの顔」の形成

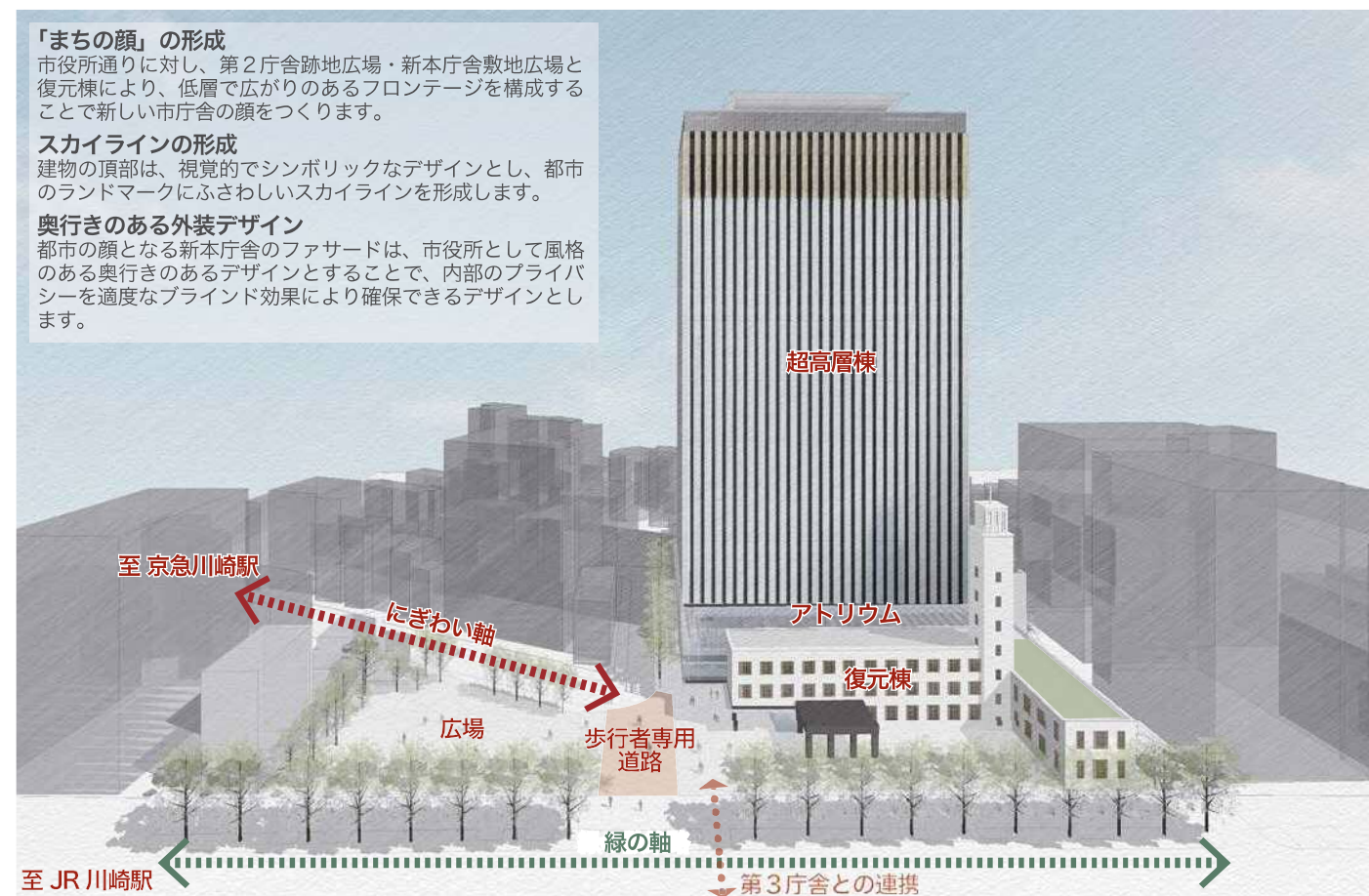
市役所通りに対し、第2庁舎跡地広場・新本庁舎敷地広場と復元棟により、低層で広がりのあるフロントエッジを構成することで新しい市庁舎の顔をつくります。

スカイラインの形成

建物の頂部は、視覚的でシンボリックなデザインとし、都市のランドマークにふさわしいスカイラインを形成します。

奥行きのある外装デザイン

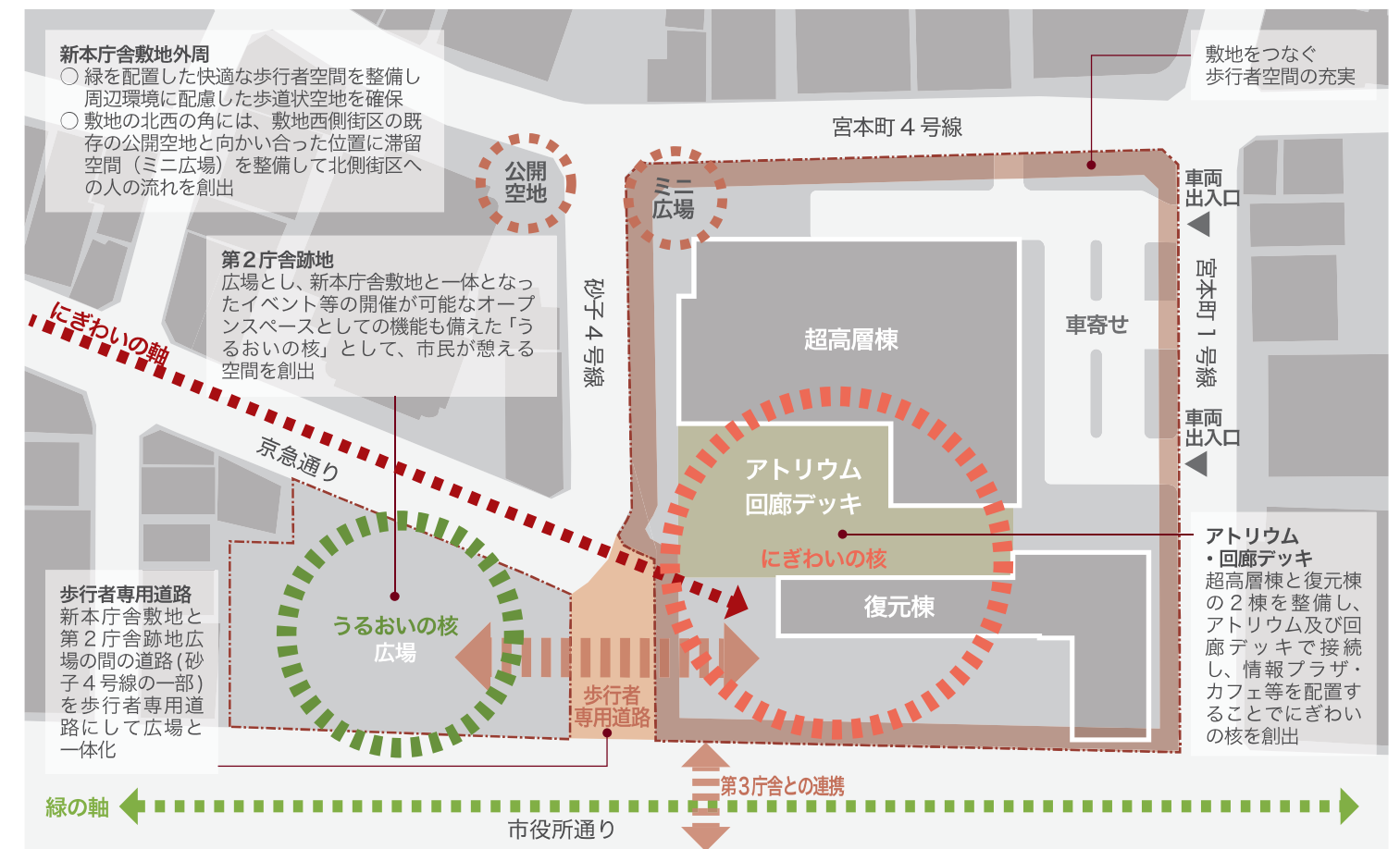
都市の顔となる新本庁舎のファサードは、市役所として風格のある奥行きのあるデザインとすることで、内部のプライバシーを適度なブラインド効果により確保できるデザインとします。



計画地全景



「川崎駅周辺総合整備計画」との連携



敷地の空間構成の考え方

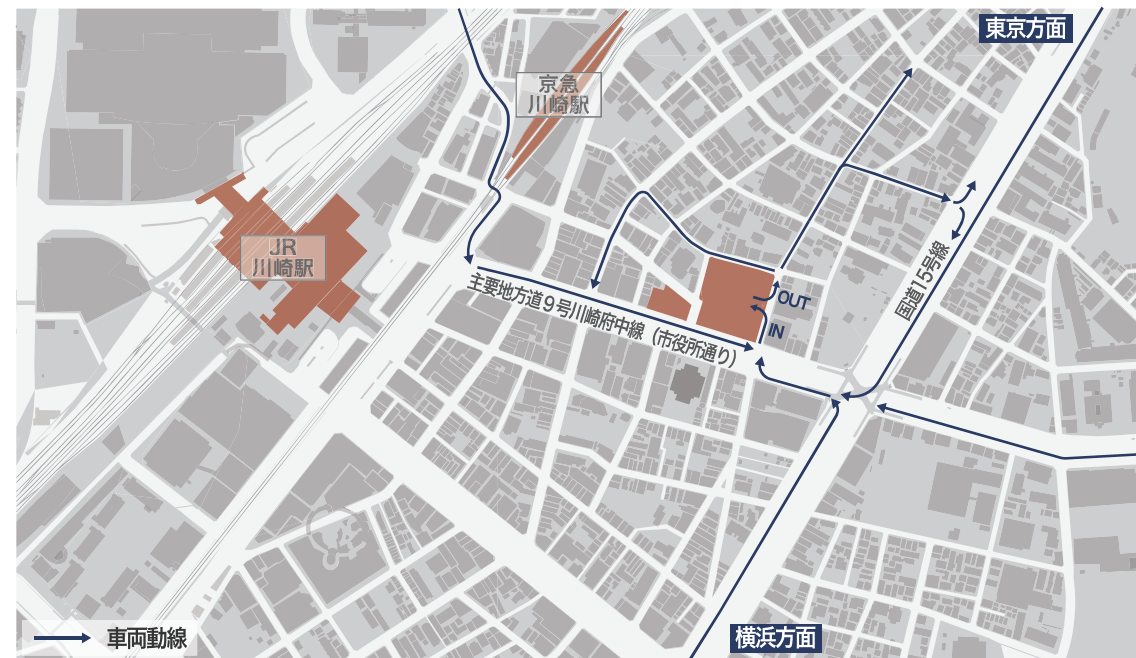
■動線計画

車両動線

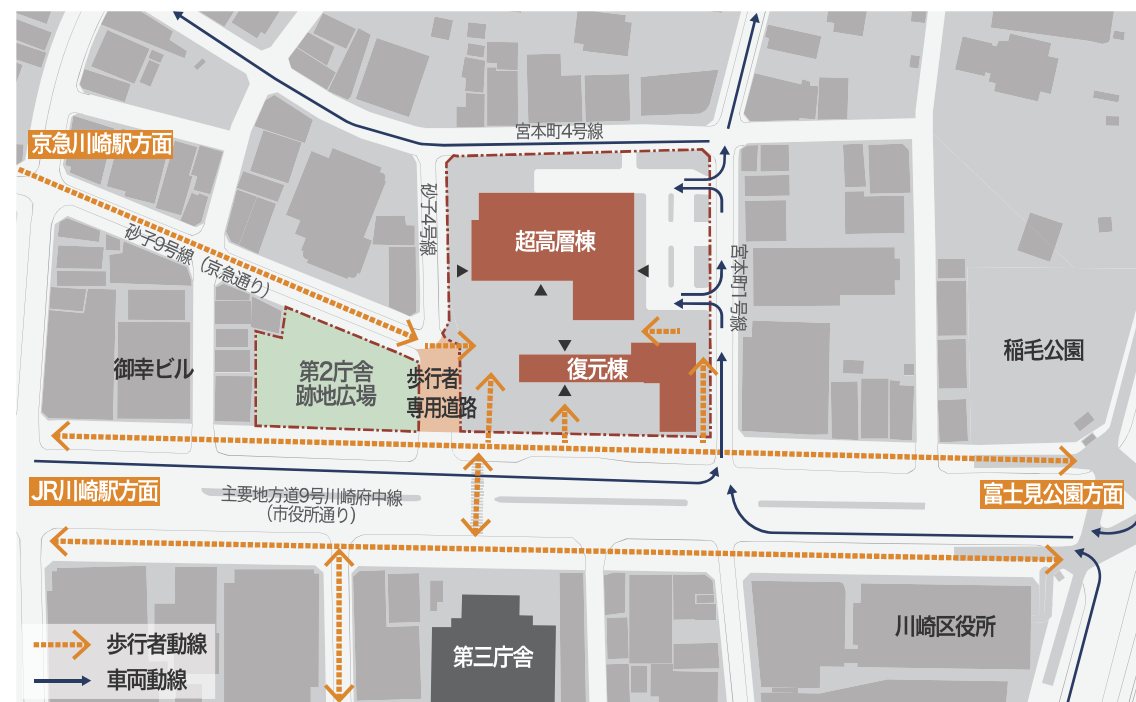
○敷地周辺道路の一方通行や出庫後のルート分散を考慮し、地下駐車場出入口と車寄せは新本庁舎敷地東側道路側に配置することで、国道15号線等へスムーズに向かうことができる動線計画としています。

歩行者動線

○歩行者は主に市役所通りや京急通りを介してアクセスすることから、その結節点に広場を整備することにより、新本庁舎への導入部とするとともにまちのにぎわいに資する動線計画とします。



周辺市街地

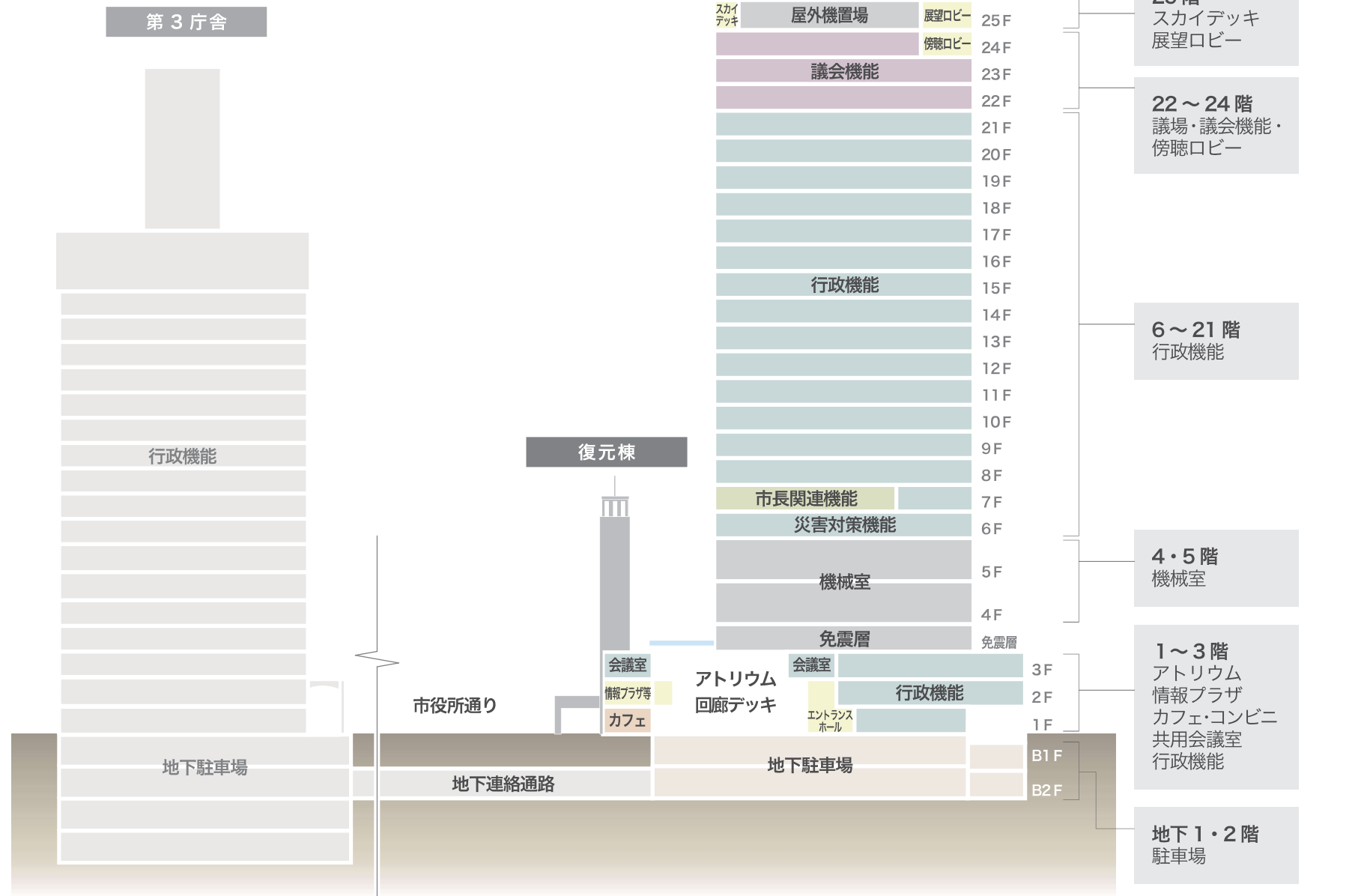
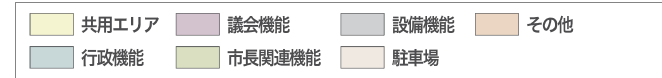


計画地周辺

■階層構成計画

- 超高層棟低層部 (1 ~ 3 階) 及び復元棟は、半屋外のアトリウムと回廊デッキを取り囲むように情報プラザやカフェ、研修・大会議室、屋上庭園等を配置することにより、にぎわいを創出します。また、復元棟及び回廊デッキのセキュリティを他の部分と分離することにより、閉庁時には官民協働の会議・イベントスペース、災害時には多目的防災スペースにも転用できる共用会議室を配置します。
- 3階と4階の間に免震層を設け、その上層に機械室を配置します。
- 6 ~ 21 階には行政機能を配置します。地震や水害の影響を受けにくい免震層上部階であり、かつ、地上階から比較的アクセスしやすい6階に災害対策諸室を配置します。また、災害発生時には市長が災害対策本部長となることから、災害対策本部室の直上の7階に市長関連諸室を配置します。
- 22 ~ 24 階には議会機能を配置します。24階には傍聴ロビーを配置し、傍聴者が待機できるスペース及び、議会情報の展示を行うことができるスペースを設け、25階の展望ロビーと双方を行き来できる計画とします。
- 25階には建物外周に沿って展望ロビー及びスカイデッキ (半屋外) を配置し、市内及び東京・横浜方面を一望できる計画とします。
- 地下には来庁者用駐車場を設け、最上部には緊急離着陸場を設けます。

エリア凡例



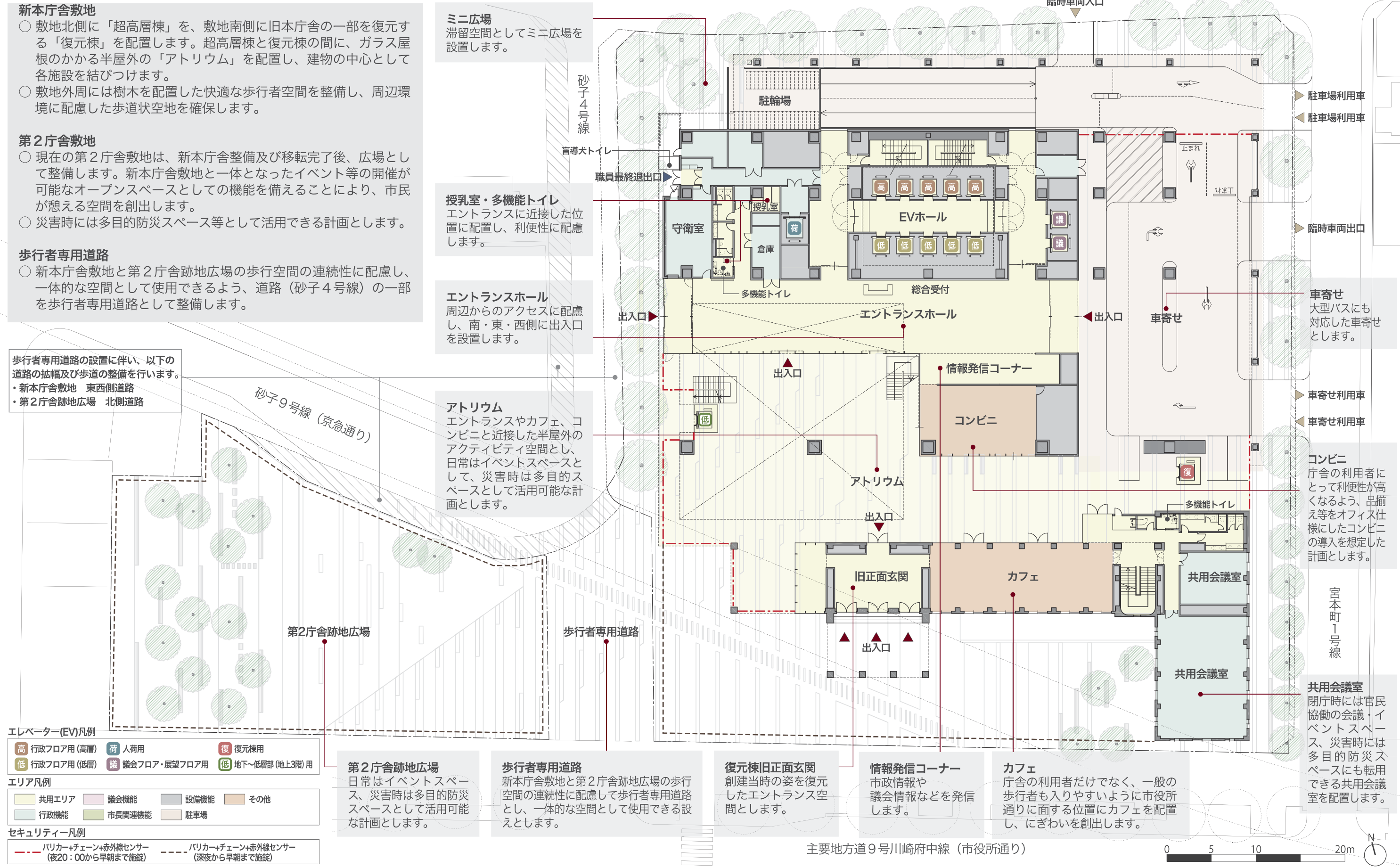
階層構成図

■1階平面・配置計画

- 新本庁舎敷地**
- 敷地北側に「超高層棟」を、敷地南側に旧本庁舎の一部を復元する「復元棟」を配置します。超高層棟と復元棟の間に、ガラス屋根のかかる半屋外の「アトリウム」を配置し、建物の中心として各施設を結びつけます。
 - 敷地外周には樹木を配置した快適な歩行者空間を整備し、周辺環境に配慮した歩道状空地を確保します。
- 第2庁舎敷地**
- 現在の第2庁舎敷地は、新本庁舎整備及び移転完了後、広場として整備します。新本庁舎敷地と一体となったイベント等の開催が可能なオープンスペースとしての機能を備えることにより、市民が憩える空間を創出します。
 - 災害時には多目的防災スペース等として活用できる計画とします。
- 歩行者専用道路**
- 新本庁舎敷地と第2庁舎跡地広場の歩行空間の連続性に配慮し、一体的な空間として使用できるよう、道路（砂子4号線）の一部を歩行者専用道路として整備します。

歩行者専用道路の設置に伴い、以下の道路の拡幅及び歩道の整備を行います。

- ・新本庁舎敷地 東西側道路
- ・第2庁舎跡地広場 北側道路



エレベーター(EV)凡例

高	行政フロア用(高層)	荷	人荷用	復	復元棟用
低	行政フロア用(低層)	議	議会フロア・展望フロア用	低	地下~低層部(地上3階)用

エリア凡例

共用エリア	議会機能	設備機能	その他
行政機能	市長関連機能	駐車場	

セキュリティ凡例

- バリカー+チェーン+赤外線センサー (夜20:00から早朝まで施設)
- バリカー+チェーン+赤外線センサー (深夜から早朝まで施設)

- 第2庁舎跡地広場**
日常はイベントスペース、災害時には多目的防災スペースとして活用可能な計画とします。
- 歩行者専用道路**
新本庁舎敷地と第2庁舎跡地広場の歩行空間の連続性に配慮して歩行者専用道路とし、一体的な空間として使用できる設えとします。
- 復元棟旧正面玄関**
創建当時の姿を復元したエントランス空間とします。
- 情報発信コーナー**
市政情報や議会情報などを発信します。
- カフェ**
庁舎の利用者だけでなく、一般の歩行者も入りやすいように市役所通りに面する位置にカフェを配置し、にぎわいを創出します。
- 共用会議室**
閉庁時には官民協働の会議・イベントスペース、災害時には多目的防災スペースにも転用できる共用会議室を配置します。

■2階・3階平面計画

超高層棟低層部・アトリウム・回廊デッキ・復元棟

- 超高層棟低層部と復元棟を回廊デッキで連結し、回廊デッキに面して情報プラザや研修・大会議室、屋上庭園等を配置することにより、にぎわいを創出します。
- 復元棟及び回廊デッキのセキュリティを他の部分と分離することにより、閉庁時には官民協働の会議・イベントスペース、災害時には多目的防災スペースにも転用できる共用会議室を配置します。
- 超高層棟低層部の北側には、主に来庁者利用の多い行政機能を配置します。
- 復元棟東側の屋上は庭園として整備します。

エレベーター(EV)凡例

- 高 行政フロア用(高層)
- 低 行政フロア用(低層)
- 荷 人荷用
- 議 議会フロア・展望フロア用
- 復 復元棟用
- 低 地下~低層部(地上3階)用

エリア凡例

- 共用エリア
- 行政機能
- 議会機能
- 市長関連機能
- 設備機能
- 駐車場
- その他



2階平面図



3階平面図

情報プラザ
行政図書閲覧、川崎市の概要展示、旧本庁舎 78 年の歩み展示の3つのコーナーにより構成される情報発信スペースを配置します。

研修・大会議室
研修や会議の他、アトリウムや回廊デッキと連携したイベント等にも利用可能な設えとします。

回廊デッキ
復元棟と超高層棟低層部をアトリウムを介して接続する立体的空間として、にぎわいを創出します。

回廊デッキ
復元棟と超高層棟低層部をアトリウムを介して接続する立体的空間として、にぎわいを創出します。

共用会議室
閉庁時には官民協働の会議・イベントスペース、災害時には多目的防災スペースにも転用できる共用会議室を配置します。

屋上庭園
植栽に囲まれたうろおいのあるスペースとします。

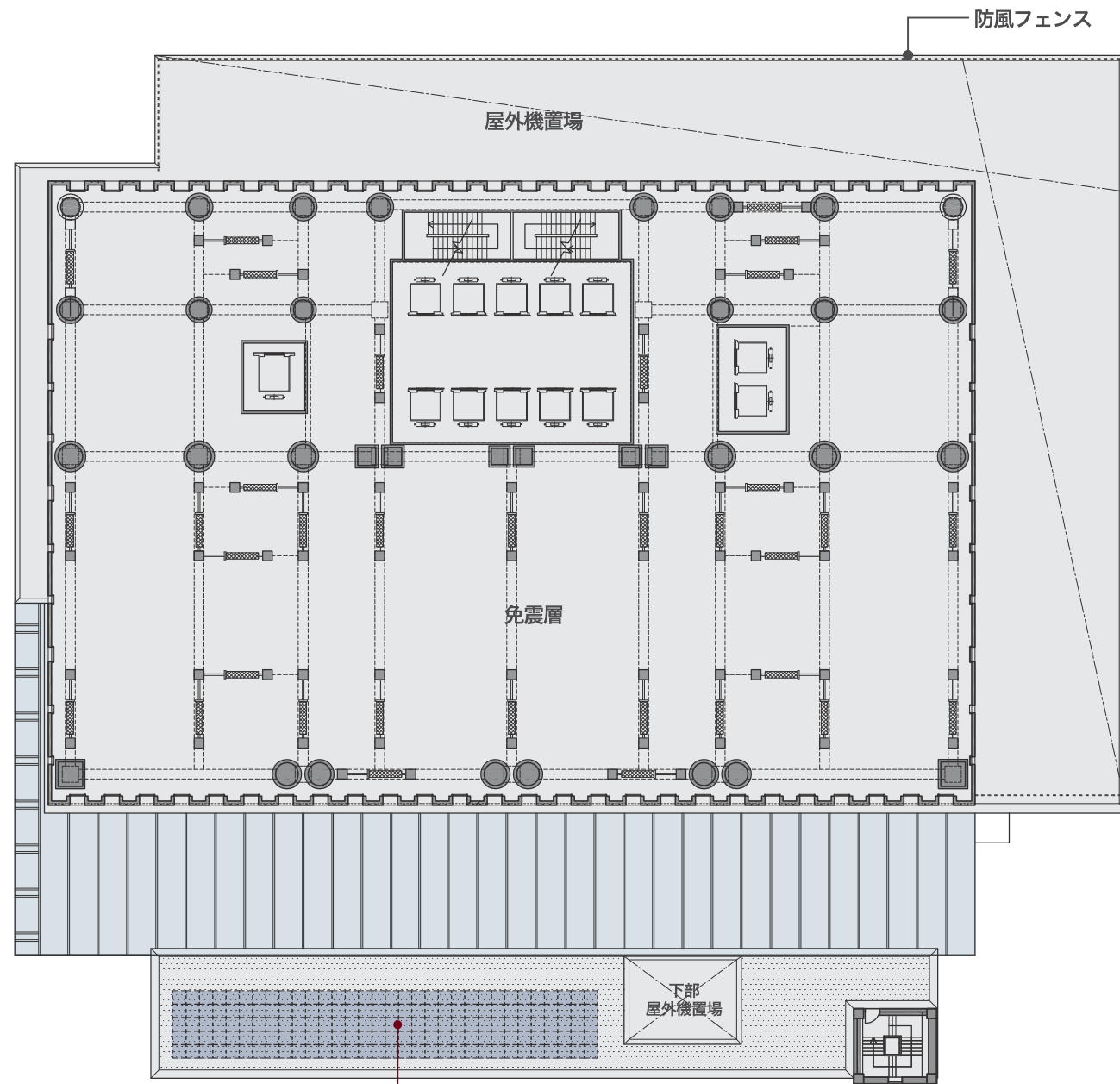
■免震層・4階・5階平面計画

免震層

○ 超高層棟の3階と4階の間には、免震層（中間階免震構造）を設け、地震等の災害に強い市庁舎とします。

4階・5階

○ 地震や水害の影響を受けにくい免震層上部階の4・5階に、主要な機械室を配置します。
○ 東側外壁面に、大型機器搬出入用の出入口を設け、長期的なメンテナンスに配慮します。



太陽光パネル
復元棟の屋上に設置します。

□—□ : オイルダンパー
● : 免震装置

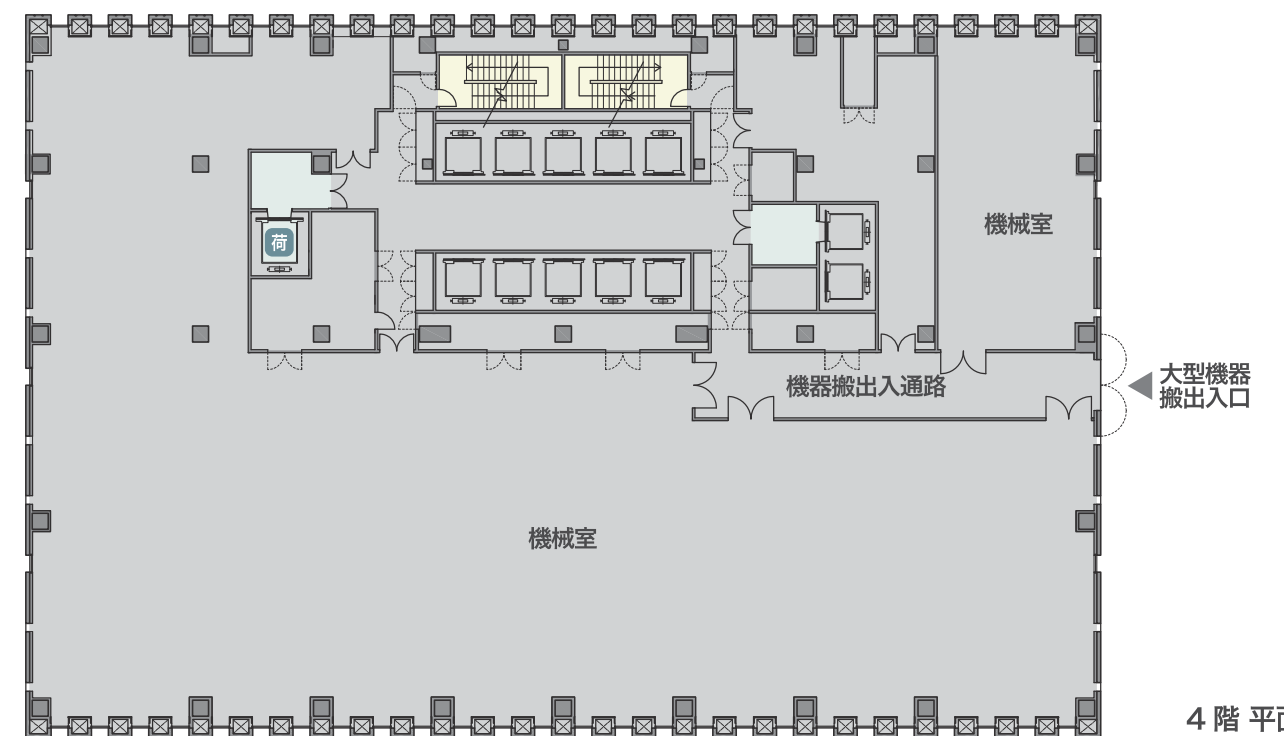
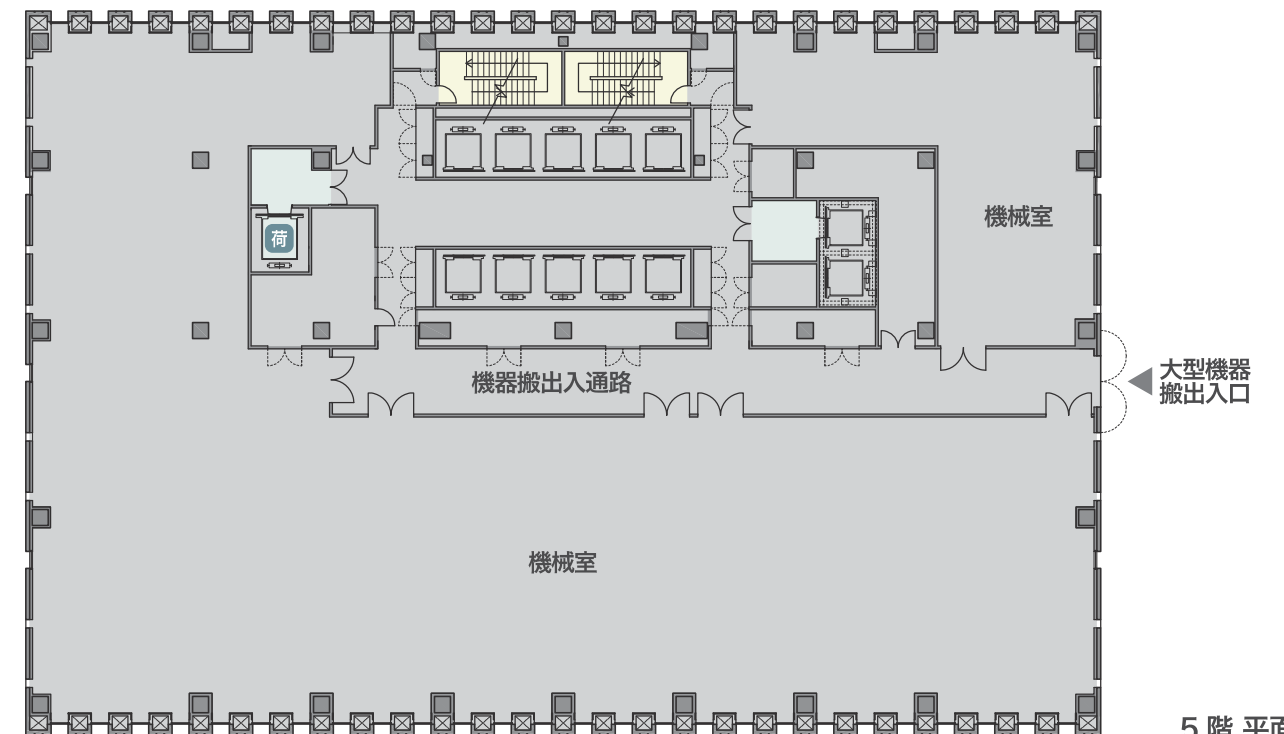
免震層 平面図

エレベーター(EV)凡例

高	行政フロア用(高層)	荷	人荷用	復	復元棟用
低	行政フロア用(低層)	議	議会フロア・展望フロア用	低	地下~低層部(地上3階)用

エリア凡例

共用エリア	議会機能	設備機能	その他
行政機能	市長関連機能	駐車場	



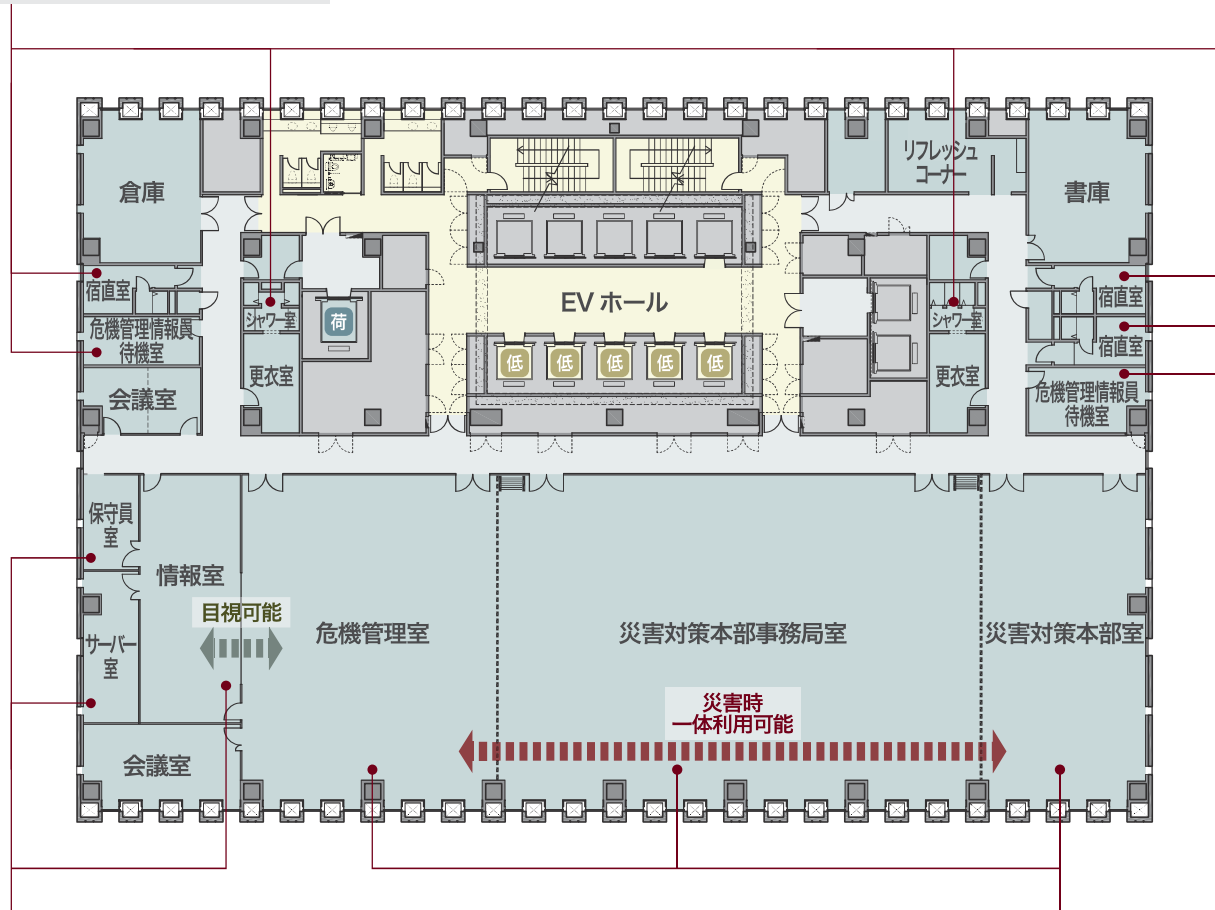
■6階・7階平面計画

6階平面計画【災害対策機能】

- 地震や水害の影響を受けにくい免震層上部階であり、かつ、非常時にエレベーターが停止した場合も地上階から比較的アクセスしやすい6階に災害対策諸室を配置します。

宿直室・危機管理情報員待機室・シャワー室

宿直等が可能な施設として、宿直室、危機管理情報員待機室、シャワー室を設置します。



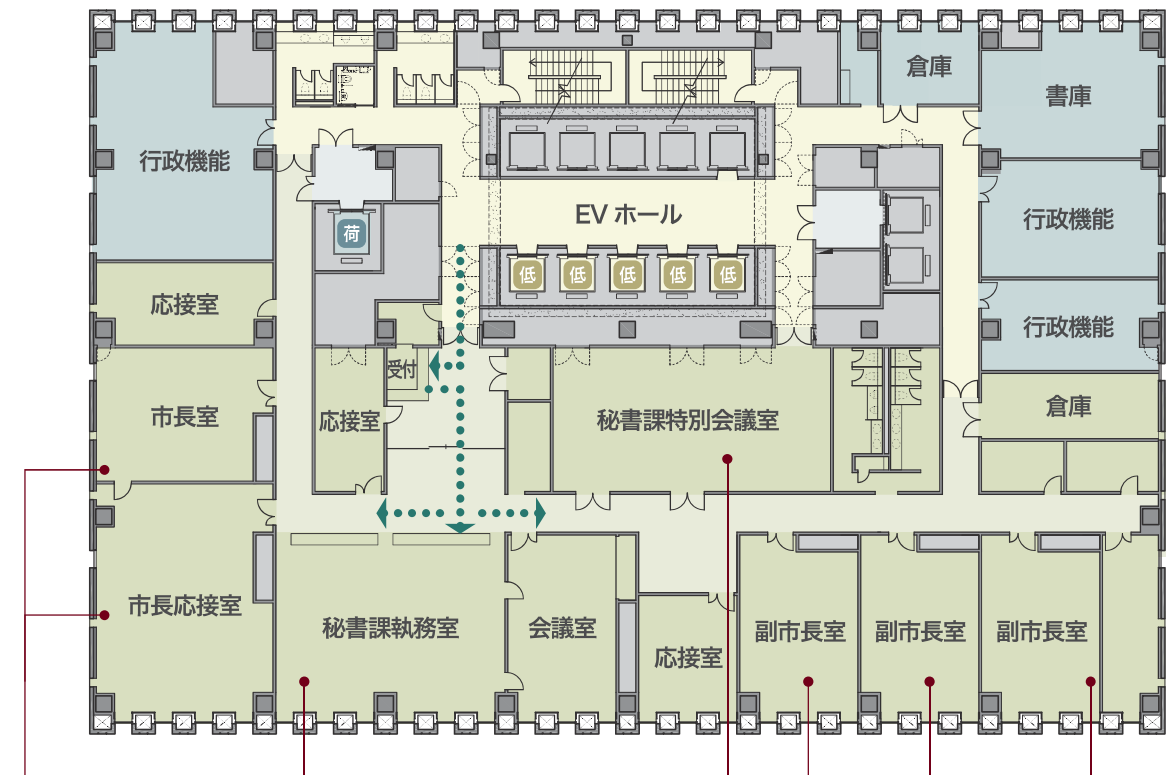
情報室・保守員室・サーバー室
情報室と保守員室は、廊下からアクセス可能な配置とし、サーバー室はセキュリティ強化のため、情報室からのみのアクセスとします。

危機管理室・災害対策本部事務局室・災害対策本部室
各室の壁は可動間仕切りとし、災害時には一体利用が可能な設えとします。

6階 平面図

7階平面計画【市長関連機能】

- 災害発生時には市長が災害対策本部長となることから、災害対策本部室の直上の7階南側に市長関連諸室エリアを配置します。
- 市長関連諸室エリアに、秘書課の執務室及び特別会議室（市長及び副市長が出席する会議に使用する会議室）を配置します。
- 南側の市長関連諸室エリアと北側のその他行政機能諸室は、セキュリティを明確に分離します。



市長室・市長応接室
受付及び秘書課執務室と近接して配置します。

秘書課執務室
受付から視認しやすく、市長関連諸室エリアの出入りを目視しやすい配置とします。

秘書課特別会議室
多くの職員の出入りに配慮し、出入口前に溜まりを設けるとともに出入口を複数設けます。

副市長室
3副市長室を近接した配置とします。

7階 平面図

エレベーター(EV)凡例

高	行政フロア用(高層)	荷	人荷用	復	復元棟用
低	行政フロア用(低層)	議	議会フロア・展望フロア用	低	地下~低層部(地上3階)用

エリア凡例

共用エリア	議会機能	設備機能	その他
行政機能	市長関連機能	駐車場	

